

黄色太枠内の行為が「鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例」の手続きを要する行為です。

別表第1 (第3条)

	行為	建物用途	地域	関係条項
1	500平方メートル以上の土地に関する特定斜面地の宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ア)
	500平方メートル以上の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(イ)
			風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域	(ウ)
	500平方メートル以上の土地に関する開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(エ)
	500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為(区画の変更をした後に500平方メートル以上の区画がある場合に限る。)	すべて	すべての地域	(エ)
500平方メートル以上の土地に関する再開発型開発行為(前号に該当する場合を除く。)	すべて	すべての地域	(オ)	
2	建築物の高さが12メートルを超えるもの又は階数が4以上のものの建築	共同住宅	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
	建築物の高さが12メートルを超え15メートル未満のもの又は階数が4のものものの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
		共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
	建築物の高さが15メートル以上のもの又は階数が5以上のものの建築	共同住宅	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
		共同住宅以外	区分1に属する地域のうち、風致地区内のすべての地域及び風致地区外で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)
	建築物の高さが15メートルを超え18メートル未満のもの又は階数が5のものものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(キ)
建築物の高さが18メートル以上のもの又は階数が6以上のものの建築	共同住宅以外	区分2に属する地域で第一種低層住居専用地域を除くすべての地域	(カ)	
3	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する特定斜面地における宅地造成	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ク)
	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する斜面地建築物の建築	すべて	風致地区内のすべての地域及び風致地区外の第一種低層住居専用地域	(ケ)
風致地区内のすべての地域、風致地区外の第一種低層住居専用地域、商業系地域及び工業系地域を除くすべての地域			(コ)	
4	300平方メートル以上500平方メートル未満の土地に関する区画の分割	すべて	すべての地域	(サ)
5	葬祭場の建築	すべて	すべての地域	(シ)
6	ワンルーム建築物の建築	すべて	すべての地域	(ス)
7	墓地等の設置	—	すべての地域	(セ)
8	動物霊園の設置	—	すべての地域	(ソ)
9	コインパーキングの設置	—	すべての地域	(タ)
10	300平方メートル以上の土地におけるスポーツレクリエーション施設の設置	—	すべての地域	(チ)
	300平方メートル以上の土地における岩石等の採取施設の設置	—	すべての地域	(チ)
	300平方メートル以上の土地におけるその他の施設の設置	—	すべての地域	(チ)
11	前各項以外の開発行為又は建築	すべて	すべての地域	(ツ)